

豊岡市多様性推進方針(案)

Ⅰ 豊岡市における多様性を受け入れ、支え合うまちづくり

「日本国憲法」は、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障しています。また、すべての国民が平等であり、性別や社会的身分等により差別されないとしています。

豊岡市においては、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定めた「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に基づき、互いのちがいが^{※1}を認め合い、たくさんの人に支えられ、生かされていることを理解し、すべての人が人として尊重されるまちを目指し、一人一人を尊重するまちづくりを進めてきました。

そして、このような多様性推進の取組みは、障がい、性別等^{※2}、年齢差、国籍のちがい等を理由とする差別を解消する取組みとともに、多様なちがいを持つ人が誰一人取り残されることなく、活躍できる社会の実現につながります。

そのため、すべての人が尊重され、一人一人が自らの意思に基づき、個性に応じた役割を担い、責任を果たし、個性を発揮する生き方が選択できることが必要です。

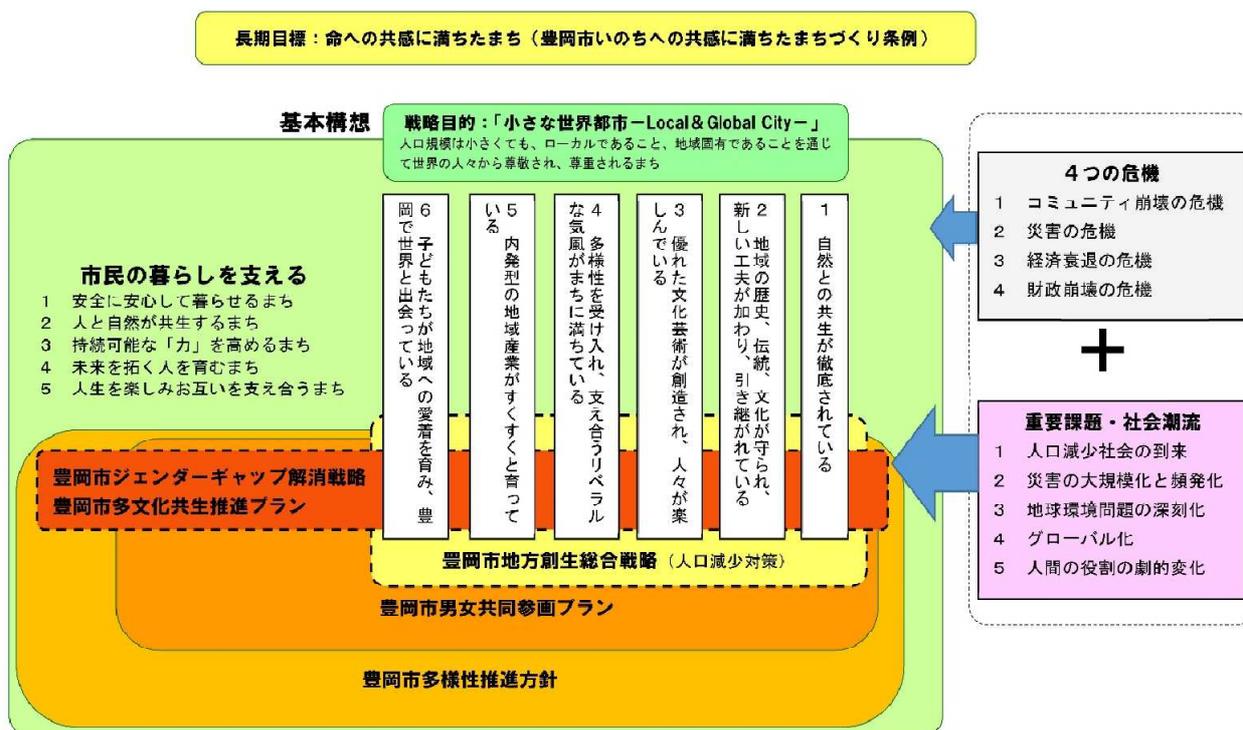
また、まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す「豊岡市基本構想」では、「小さな世界都市 - Local&Global City -」になるための条件の一つとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」を掲げ、人権啓発・教育、男女共同参画^{※3}、ジェンダーギャップ^{※4}の解消、多文化共生^{※5}等の取組みを個別に進めてきましたが、さまざまな人権課題等を横断的に捉えて対応する必要があります。

そこで、すべての施策に多様性の視点を取り入れ、あらゆる場に多様な人々が参画する「多様性を受け入れ、支え合うまちづくり」を推進していくために、この方針を策定します。

2 方針の位置づけ

豊岡市基本構想、豊岡市地方創生総合戦略をはじめとする各種計画に横串を通すものとして位置付け、多様性の視点をあらゆる施策に反映することに努めます。

豊岡市まちづくり全体のイメージ（豊岡市多様性推進方針の位置づけ）



3 多様性の考え方

多様性を、属性や目に見える「ちがひ」で狭義にとらえるのではなく、目に見えない「ちがひ」にも目を向けることが必要です。

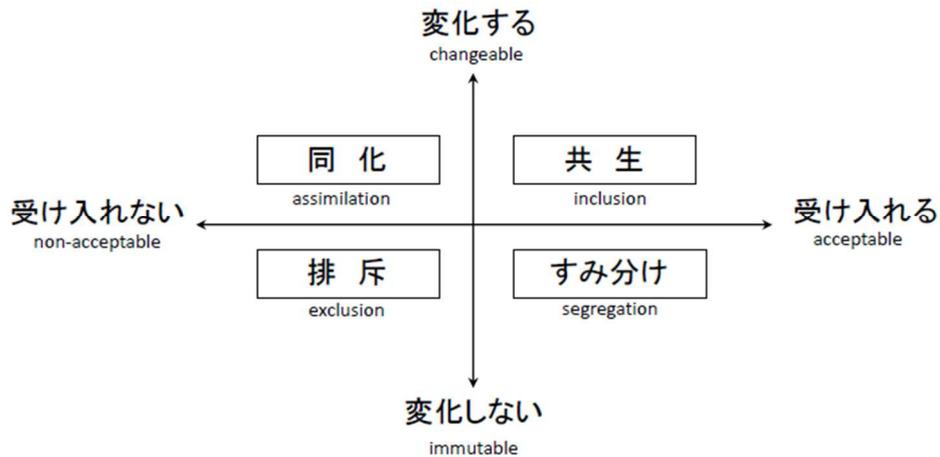
配慮したい「ちがひ」としては、①属性によるもの（障がい、性別、年齢、民族、宗教など）、②能力・経験によるもの（学歴、資格、経済階層、人脈、行動特性など）、③意識・価値観によるもの（考え方、キャリアデザイン、家族観など）の3つのタイプが挙げられます。

そして、それぞれの「ちがひ」は相互に影響を与え、複合的な「ちがひ」が存在します。同じ属性のなかにも多様な考え方や価値観、行動特性を持つ人がいて、いずれの「ちがひ」にも多数者と少数者が存在します。

さまざまな「ちがひ」に配慮し、少数者が社会で適合する生き方を模索させられる社会では

なく、ともに共生できる環境へとこれまでの働き方や生き方を社会全体で変えていく必要があります。

【社会におけるちがいの認識・受入れの4つの類型】



出所:田村太郎氏作成(2007)

同 化……ちがいを受け入れない。多数者に合わせる。

すみ分け……ちがいを受け入れる。互いを干渉しない。

排 斥……ちがいを受け入れない。容認しがたいとして、拒んで退ける。

共 生……ちがいを受け入れる。だれもが公平・公正に扱われ、一体感を持って組織・社会に参画する。

4 基本理念

本市は、障がいの有無、性別等、年齢差、国籍のちがい、価値観・文化・習慣のちがいなど、多様な人々から成っています。その傾向は、グローバル化の進展の中で、今後さらに急速に進んでいきます。私たちは、命への共感に基づき、そのちがいを受け入れ、理解し、ともに生きていく努力を重ねる必要があります。

まちや組織の中に多様な人々がいて、対話を通じて共感を育みながらちがいを乗り越えていく習慣がまちの中に根付けば、まちや組織の活力となります。

同時に、多様性の存在は、社会経済の急激で劇的な変化が予測される中であって、まちや組織の適応力を確保するうえで不可欠な要素となります。

そこで、本市では、「命への共感」に基づいて、だれもが多様なちがい(ダイバーシティ)を理解し、公平・公正(エクイティ)に扱われ、一体感を持って組織・社会に包摂(インクルージョン)されるまちづくりを推進します。

このまちづくりを推進することにより、すべての人が尊重され、多様性が受容され、さらにそれぞれちがった個性や能力を持つ一人一人が良い意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成しえなかった相乗効果が期待されます。

さらに、組織づくり、地域づくりの根幹に多様性を据えることは、組織や地域の持続可能性につながります。

よって、本市では、「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(Diversity, Equity & Inclusion)」の意味を込めて、「多様性」を推進し、あらゆる施策にこの基本理念を取り入れ、多様性を尊重する社会の実現を目指します。

5 取組みの視点

基本理念を踏まえて、計画の立案、施策を検討・実施する際の考慮すべき視点として、以下の3つを掲げて取組みを進めます。

あわせて、多様性推進に関するデータ等を収集・分析するとともに、デジタルをはじめとしたさまざまな技術を活用します。

視点1 「ちがい」を理解・尊重し、無意識の偏見・思い込み^{※6}に気づき、行動を変えます

○ 配慮したい「ちがい」

人にはさまざまな属性や立場があり、だれもがちがいを持つ当事者です。

一人一人のちがいを知り、価値観や意見、ニーズへの理解を深めることが大切です。

多様性推進には、少数者を同化させるのではなく、組織や地域が多様なニーズや考えに触れ、意識を変え、互いを尊重することが求められます。

○ 無意識の偏見・思い込みへの気づきと行動変容

だれもが持っている無意識の偏見・思い込みへの気づきと固定観念の払拭に向けた取組みを進めます。

視点2 不利益をなくし、公平・公正を目指します

○ 不利益をなくす

ちがいがら生じる不利益に対応した施策の実施や見直しに向けて、施策や制度の影響を受けるさまざまな当事者の意見を聴く場を積極的に設けます。

だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン^{*7}の発想を取り入れ、社会のシステム・ルールをより多様かつ柔軟なものに見直していきます。

○ 平等だけではなく公平・公正

一人一人が持つちがいや不公平が存在している状況では、同じ機会を平等に提供しても不均衡な状況が改善されない場合があります。必要に応じて、個々に合わせた調整を行うなど公平・公正な対応を意識します。

あわせて、少数者への配慮が、多数者側に不平等感や不安を与える場合があることを理解し、必要な説明や周知を行います。

視点3 だれもが包摂され、多様性や寛容な態度がまちに新たな力を生み出します

○ 安全・安心な居場所づくり

多様性が尊重され、受け入れられる環境があり、安全・安心で居心地がよい居場所があると感じられるまちづくりを進めます。

市民^{*8}協働により、多様な人が受け入れられ、支え合える、さまざまな居場所を地域の中に設け、ゆるやかなつながりと共生の目線を育みます。

○ 対話・交流の場づくり

さまざまな立場や意見・考え方に触れられるよう、制度や施策、事業の検討・実施にあたっては、多様な主体が参画できる仕組みを作ります。

さまざまな属性や背景を持つ市民の交流や対話を推進し、だれもが自由に参加できる環境整備に努めます。

○ 多様性や寛容な態度がイノベーションを生み出す

ちがった目線、考え方と出会うことや寛容な態度が、付加価値を生み出し、イノベーション(変革)を促進します。また、異なる思考ができる人材がいることで、リスクや変化に適應する力を向上させます。

6 取組方針

市は、あらゆる計画や施策に多様性の視点を反映させます。

現に存在する事務・事業を多様性の視点で点検・評価し、これまでの事務・事業を見直します。

本市において十分に施策が実施されていなかった場合や、そもそも多様性の視点が反映されていない計画や施策については、本市の新たな姿勢を明らかにし、新たな計画や施策の策定を検討します。

また、多様性の理解を深めるために、市職員の研修を行うとともに、市民・事業者^{※9}等への意識啓発を行い、行動変容につなげていくための学びの機会を提供します。

7 推進体制

豊岡市多様性推進本部（本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：全部局長）を設置し、全庁一体となって、多様性の視点のあるまちづくりに取り組みます。

本方針に基づき、各部署の事務・事業について、多様性の視点で点検し推進本部に結果を報告するとともに、市民・事業者等との共創を通じて、今後の施策を検討し実施に努めます。

(資料編)

今後の取組みについて

多様性推進は、すべての人に関わるものです。

市は、多様性の推進にあたっては、ジェンダーギャップ及びジェンダーバイアス^{※10}の解消(男女共同参画)・多文化共生・性の多様性等を核としながら、次に掲げるものに取り組みます。

また、これらの基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育または啓発を積極的に行います。

取組1 「ちがいを理解・尊重し、無意識の偏見・思い込みに気づき、行動を変えます

- ・ 多様性視点^{※11}・ジェンダー視点^{※12}の主流化^{※13}の推進
- ・ 固定的な性別役割分担意識^{※14}の解消
- ・ 性的指向^{※15}、性自認^{※16}及び性表現^{※17}の多様な性に対する理解の促進
- ・ 国籍、民族等の異なる人々の文化的ちがいによる偏見または差別の解消
- ・ 企業、学校園等における人権教育の推進
- ・ 多様性推進に関するデータ等を収集・分析し現状・課題を可視化、ニーズを把握
- ・ 無意識の偏見・思い込みの存在への気づき
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

取組2 不利益をなくし、公平・公正を目指します

- ・ 性別にかかわらず働きやすく働きがいのある職場環境整備の促進
- ・ 性別等のちがいに応じた心及び身体への健康支援
- ・ 性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- ・ ドメスティック・バイオレンス^{※18}を含むジェンダー^{※19}に基づく暴力の根絶
- ・ 外国人市民^{※20}への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- ・ 外国にルーツを持つ子ども^{※21}への教育支援
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

取組3 だれもが包摂され、多様性や寛容な態度がまちに新たな力を生み出します

- ・ 職場・家庭・地域・学校における協調と自立の促進
- ・ 女性の経済的自立と職場、地域社会における活躍を推進するための支援
- ・ 外国人市民が安全に安心して暮らせるための生活支援
- ・ 外国人市民との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- ・ 外国人市民の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

多様性を受け入れ、支え合うまちづくりの経過

1 まちづくりの長期目標:「いのちへの共感に満ちたまちづくり」

豊岡市では、まちづくりの根幹におくべき理念として、2012年、すべての人が人として尊重されるまちづくりを目指し「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定しました。

2 まちづくりの中間目標(=基本構想の戦略目的):「小さな世界都市-Local&Global City-」

ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す12年間の指針として、2017年9月に「豊岡市基本構想」を策定しました。

小さな世界都市になるための条件の一つとして、主要手段4「多様性を受け入れ、支え合うりべラルな気風がまちに満ちている」を掲げています。

3 第2期豊岡市地方創生総合戦略の新たな視点:「多様性を受け入れるまちづくり」

人口減少下にあっても地域活力を維持できるよう市民と行政が一体となった取組みを進めるため、2015年10月、「豊岡市地方創生総合戦略」を策定しました。2020年2月には、「第2期豊岡市地方創生総合戦略」の新たな視点として「女性に選ばれるまち(ジェンダーギャップの解消)」、「外国人市民との共生推進」が位置付けられました。

4 男女共同参画:市町合併翌年の2006年11月に「男女共同参画プラン」を、2022年3月に「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」を踏まえて、「第4次豊岡市男女共同参画プラン」を策定しました。男女共同参画プランでは、あらゆる属性にも男女があり根源的なものではありますが、「男女」という二分的な性別だけではなく、「多様な性」の存在にも注目しています。

5 ジェンダーギャップの解消:取組みの第一歩として、2019年1月に、「豊岡市ワークイノベーション戦略」を策定し、女性も働きやすく、働きがいを感じる事業所を増やすことを通じた職場のジェンダーギャップの解消と、これを切り口としたまち全体のジェンダーギャップの解消を進めています。2021年3月に策定した「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」は、職場に加え、家庭、地域、学校を含むまち全体のジェンダーギャップの解消に向けた取組みを進めるためのものとして定めました。

6 外国人市民との共生推進:めざす姿を「多様な人々が地域や職場の一員として活躍している」とし、ライフステージに応じた情報提供・継続的な支援と、外国人市民も活躍できるような取組みを進めるため、2021年9月に「豊岡市多文化共生推進プラン」を策定しました。

用語集

※¹ ちがい

漢字の「違い」には「違法」「間違い」等「正しくない」意味で使われることもあり、この方針では漢字ではなく「ちがい」とひらがなで表記した。

※² 性別等

生物学的な性別、性的指向、性自認及び性表現をいう。

※³ 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

※⁴ ジェンダーギャップ

生物学的性別に付与された社会的役割、機会等の格差。

※⁵ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※⁶ 無意識の偏見・思い込み

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないこと。アンコンシャスバイアスともいう。

※⁷ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

※⁸ 市民

市内に居所、勤務先または通学先を有する人々。

※⁹ 事業者

市内において事業活動を行う個人、法人または団体。

※¹⁰ ジェンダーバイアス

男女の役割に無意識に固定的な観念を持つことや、そのために社会的な評価や扱いが差別的になること。

※¹¹ 多様性視点

この方針では、「5 取組みの視点」で示す3つの視点のことをいう。

※¹² ジェンダー視点

「社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）」が性差別、性別による固定的な役割分担、偏見等につながっていることを理解すること。

※¹³ 多様性視点・ジェンダー視点の主流化

多様性・ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映すること。

※¹⁴ 性別役割分担意識

男女それぞれの責務や役割について明確に区分すること。

※¹⁵ 性的指向 (Sexual Orientation)

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば、男性が好き、女性が好き、男性も女性も好きなどのこと。

※¹⁶ 性自認 (Gender Identity)

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。「ジェンダーアイデンティティ」ともいう。

※¹⁷ 性表現 (Gender Expression)

服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。

※¹⁸ ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※¹⁹ ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。

※²⁰ 外国人市民

外国籍を有する人、あるいは、日本国籍で外国にルーツを持つ人で、本市に生活拠点を有する人。

※²¹ 外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である子ども。